

岡山市保育事務センター運營業務委託に係る企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和6年2月22日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山市保育事務センター運營業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するもの。

2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市保育事務センター運營業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 令和6年10月1日（火）から令和9年9月30日（木）まで
ただし、契約締結日から令和6年9月30日（月）までは準備期間とする。
- (4) 概算予算額 総額294,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
ただし、各年度の委託料の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。

年度	年間の委託料の上限額 （消費税及び地方消費税を含む。）
令和6年度	67,000千円
令和7年度	97,400千円
令和8年度	97,400千円
令和9年度	32,200千円

- (5) 支払条件 令和6年10月から令和9年9月まで 四半期払い
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則63号）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書の提出日から契約までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (3) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に

登載され、「役務」部門で、業種・業種細区分について、以下のうち複数の登録があること。

業種区分	業種細区分
「電算」	「データ入力」
「その他の委託」	「封入封緘」、「受付、案内、電話交換」、「その他の委託」

- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。
- (5) 令和2年4月1日以降において、地方自治体（県、特別区、政令指定都市、中核市）から、事務センター運營業務等の類似業務（本件委託業務と同種であるかは問わない。）を元請として受託し、3か月以上実施した実績を有すること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書(案)等の交付	公示日 令和6年2月22日（木）から
仕様書(案)等に関する質問受付	令和6年2月29日（木）午後1時まで（必着）
仕様書(案)等に関する質問回答	令和6年3月7日（木）午後3時までに 岡山市ホームページに掲載
企画提案書の提出	令和6年3月8日（金）から 令和6年3月15日（金）午後5時15分まで（必着）
ヒアリングの実施	令和6年3月26日（火）頃
特定結果の通知	令和6年3月29日（金）頃

5 仕様書(案)等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

●ホームページアドレス（<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000056891.html>）

6 仕様書(案)等に関する質問の受付及び回答

仕様書(案)等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

(1) 受付方法

電子メールにより受け付ける。 ●電子メール：shuuenkanri@city.okayama.lg.jp

件名を「【企画競争質問】岡山市保育事務センター運營業務委託」として、質問事項を送付すること。提出期限は、令和6年2月29日（木）午後1時まで（必着）とする。

提出後は、必ず電話により受信の確認をすること。

(2) 回答方法

令和6年3月7日（木）午後3時までに、岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 受付期間

令和6年3月8日（金）から令和6年3月15日（金）午後5時15分まで（必着）

(受付日時は、期間中の岡山市の休日を定める条例(平成元年市条例第44号)に定める市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。)

(2) 提出方法

岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 就園管理課に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により、表面に「岡山市保育事務センター運營業務委託 企画提案書在中」と朱書きすること。

(3) 提出書類

① 企画競争参加申請書(様式1)

一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの認証又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けていることが確認できる書類を添付すること。

② 実績調書(様式2)

実績調書に記入した業務について、契約書の写し又は実績が確認できる資料を添付すること。

③ 企画提案書

別紙1「企画提案書作成要領」により、提案記入シート(様式3)を使用して、作成すること。

④ 見積書(様式4)

見積書の記載にあたっては、本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税を含む)を別々に記入し、全体の合計金額を明記すること。

また、見積内容について、委託業務事項の細区分ごと、年度ごとの積算内訳・根拠がわかるよう、見積内訳書(任意様式)を添付すること。

(4) 提出部数 各12部

- ・社名、代表者印(岡山市に届け出た使用印)のあるもの1部(正本)
- ・社名、代表者印のないもの11部(副本)

(5) 注意事項

- ① 企画競争参加申請書(様式1)に連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)を記入すること。
- ② 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定しない。
- ③ 提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。

8 特定方法等

(1) 審査体制

岡山っ子育成局事務事業委託審査委員会(以下「委員会」という。)で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者(次点)を特定する。

(2) 審査方法

- ① 委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。
- ② 委員会は、別紙2「岡山市保育事務センター運營業務委託企画提案書等評価基準(以下「評価基準」という。)」をもとに、委員1名あたり100点満点で審査し、各委員の合計得点により最適提案者及び次順位の提案者(次点)を特定する。
- ③ 委員の審査点数の平均点が60点を下回る提案については、最適な提案者として特定しな

い。

- ④ 委員の合計審査点数の最高点が同点であった場合、評価基準中、「項番3、4及び8」の審査の点の合計の上位の者を最適な提案者として特定する。

(3) ヒアリングの実施

- ① 詳細な実施日時及び場所については、後日知らせる。
- ② 出席者は、1提案者につき3名以内とする。
- ③ 発表時間は、1提案者につき20分以内とし、その後、委員会の委員による質疑応答を10分程度行う。
- ④ ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された企画提案書と見積書のみとし、資料の追加は認めない。なお、プロジェクターの使用は可とする。(プロジェクター (RGB、HDMI 接続可)、スクリーン及び電源は、岡山市が用意する。)

(4) 評価基準

別紙2「岡山市保育事務センター運營業務委託企画提案書等評価基準」のとおり

(5) 最適な提案者が2者以上あるとき

(2) ④により審査してもなお、提案者それぞれの得点と同じ場合は、くじ引きにより最適提案者及び次順位の提案者(次点)を特定する。

(6) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 本公示「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥ 見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦ その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(7) 特定結果の通知

最適提案者に対しては、提案者を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは、提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知する。

(8) 結果の公表

提案者ごとの評価点は、岡山市ホームページにおいて公表する。

9 契約手続等

最適提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で特定された最適提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適提案者と契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者(次点)と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、この企画競争の審査以外には使用しない。
- (3) 提出書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、岡山市が本件の報告、説明等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 特定しなかった提案書は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (6) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第1項第4号の規定により、開示の対象としない。
- (7) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (8) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (9) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。
- (10) 本業務に関する予算は、令和6年度岡山市一般会計予算（案）に計上され、岡山市2月定例市議会に提案予定だが、予算案が可決・成立しない場合は、本業務の執行は行わない。
なお、その場合の提案者における損害については、岡山市は一切負担しない。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 就園管理課 担当：出石家（いずしえ）

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所本庁舎9階）

電話：（086）803-1431・1432

FAX：（086）803-1842

電子メール：shuenkanri@city.okayama.lg.jp